

## ○ 「暴風（雪）警報」または「特別警報」発表時の対応

- (1) 午前6時50分、NHK定時ニュースによる「暴風（雪）警報」または「特別警報」が京都市以南の市町村（京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、八幡市、久御山町、城陽市、宇治田原町、京田辺市、井手町、和束町、精華町、木津川市、笠置町、南山城村）の1箇所にでも発表されている場合、生徒は自宅待機とする。それ以降の発表についても同様とする。
- (2) 午前6時50分以降、午前11時現在（11時のニュースを含む）までに「暴風（雪）警報」または「特別警報」が解除された場合、第5限より授業を行う。
- (3) 警報の解除が上記以後の場合は、臨時休業（家庭学習）とする。
- (4) 休日等に部活動・模擬試験等が行われる場合も、上記（1）～（3）による。
- (5) 臨時休業又は欠講をした場合、できるだけ速やかに回復措置をとる。
- (6) 注意事項
- ア 上記措置は、通常の警報に関しては、暴風（雪）警報以外は適用されない。特別警報に関してはすべての現象に適用する。
- イ 上記（1）以外の地域より通学している場合、自宅のある地域に「暴風（雪）警報」または「特別警報」が発表されている場合は、自宅待機とする。（欠席扱いはしない）
- ウ 学校への電話による問い合わせは控えること。
- エ 休業にならない場合（大雨警報等）でも、登下校には慎重に行動すること。

### 備考

気象警報等の種類 ※印の警報・特別警報が発表された場合、上記(1)～(6)の対応となります。

特別警報	※ 大雨特別警報	※ 暴風特別警報	※ 高潮特別警報	※ 波浪特別警報	※ 暴風雪特別警報	※ 大雪特別警報
警報	大雨警報	※ 暴風警報	高潮警報	波浪警報	※ 暴風雪警報	大雪警報
注意報	大雨注意報	強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	風雪注意報	大雪注意報